

令和8年 第4回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和8年4月24日（金）

## 令和8年 第4回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和8年4月24日(金)	開催場所	上里町役場4階協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後3時00分	
議長	坂本俊雄	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：間々田亮 事務局：大塚義晴、望月誠、長谷川美雪		書記	事務局 長谷川美雪

## 委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	×
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	○	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	×	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	×	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	×	—	松下 守	○
9	欠番		—	松本 康男	○
10	中久木大祐	×	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	○			

## 会議進行状況

<p>[開 会]</p> <p>日程第1 会議録署名委員及び書記 の選任について</p> <p>日程第2 議案第8号 農地法第3条の規定によ る許可申請について</p>	<p>事務局 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>ただいまの出席委員は農業委員9名、推進委員12名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和8年第4回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p> <p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号11番 小暮 辰雄 委員 議席番号12番 飯塚 豊 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p> <p>日程第2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。 1番、譲受人 上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 さいたま市〇〇△△△〇〇 〇〇〇〇氏 です。土地の所在は大字〇〇〇〇〇△△△△ 地目は畑、面積は591㎡、居住地から2,940mです。 農業振興地域内の青地、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積314,082㎡、うち自作が202,459㎡。借受地は111,623㎡、貸付地は4,923㎡、不耕作地はありません。従業者数は9名、機械につきましてはトラクター8台、自走式田植機1台、コンバイン1台、葱栽培管理機10台所有しております。作付けは米、野菜です。農地法3条第2項による審査は適合しています。譲受人は61歳の農家の方です。該当地は所有地に隣接しているため、集約し、経営規模を拡大するため申請となりました。</p>
--	---	---

		<p>2番、譲受人 上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 本庄市〇〇△△△〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇〇〇〇△△△△ 地目は畑、面積は126㎡、居住地から110mです。農業振興地域内の白地、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積4,505㎡、うち自作が3,205㎡。借受地は1,300㎡、貸付地、不耕作地はありません。従業者数は2名、機械につきましてはトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台所有しております。作付けは米、野菜です。農地法3条第2項による審査は適合しています。譲受人は57歳の農家の方です。該当地は所有地に隣接し、かつ農地への進入路も兼ねています。地権者より売買の相談を受けて申請となりました。</p> <p>3番、譲受人は1番と同じです。上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 さいたま市〇〇△△△〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇〇〇〇△△△△ 地目は畑、面積は1,745㎡、居住地から2,110mです。農業振興地域内の青地、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、1番と同じですので割愛させていただきます。地権者より売買の相談を受けて申請となりました。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見ををお願いします。</p> <p>1番 問題ありません。</p> <p>2番 問題ありません。</p> <p>3番 問題ありません。</p> <p>質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	議長	
	飯塚 昭委員	
	松本 康男委員	
	松本 康男委員	
	議長	

<p>日程第3 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	議 長	<p>質疑がないようなので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。</p>
	議 長	<p>～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請どおり許可することに決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p>
	議 長	<p>～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p>
	議 長	<p>日程第3 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。 1番ですが、譲受人 上里町○○○○△△△△ (株)○○○○、譲渡人 熊谷市○○△△△番地○○○○法律事務所 被相続人○○○○ 相続財産清算人弁護士○○○○ 土地の所在は大字○○字○○△△△△ 面積は374㎡です。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は事務所です。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地から16mです。譲受人は建物のリノベーション業務を行っており、交通アクセスも良く駐車場や資材置場を一体的に整備でき、事業の効率化や顧客サービス向上に資するものであるため申請に至りました。 2番ですが、譲受人 伊勢崎市○○○△△△△○○○ ○○○○○、譲渡人 上里町大字○○△△番地○○○○氏です。土地の所在は大字○○字○○○△△△△、面積は303㎡です。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転です。転用目的は自己用住宅です。形態は新設、農業振興地域外の第3種農地とみ</p>

<p>日程第4 議案第10号 令和8年度最適化活動の 目標設定等について</p>		<p>られます。宅地に接続しています。譲受人は群馬県に居住しておりますが、結婚相手の生活圏に住宅を建築するため申請するものです。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ただいま説明がありましたが、1番の案件から順番に担当地区の委員および現場確認の報告をお願いいたします。</p>
	<p>尾崎 保幸委員</p>	<p>1番について 問題ありません。</p>
	<p>柴崎 久男委員</p>	<p>2番について 問題ありません。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑のある方は順次御発言をお願いします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので採決したいと思います。ご異議ございませんか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請通り許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので申請の通り、許可相当とすることに決定いたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>議案第10号令和8年度最適化活動の目標設定等について提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案第10号につきましてご説明させていただきます。この議案は、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、令和8年度の最適化活動の目標設定等について公表したいので、ご提案するものでございます。内容ですが、農業委員会で、翌年度の最適化活動の成果目標を達成するために、活動目標を毎</p>	

		<p>年3月末までに設定し、4月末までに公表及び県知事に報告することとされております。これを踏まえて、別紙様式1「令和8年度最適化活動の目標の設定等」につきまして、今後インターネット上で公表するものでございます。内容について説明いたします。令和8年4月1日現在の農業委員会の状況でございますが、一つ目、農業委員会の現在の体制につきましては、現在の委員の定数及び実数をいれてあります。二つ目に、農家・農地等の概要でございます。総農家数、農業経営体数につきましては、ガイドラインによると、農業センサスの数値から引用するとありますので、その数値になります。一番右側の経営体数ですが、こちらは町の農政担当者の方の情報を基にして、記載させていただいております。次にⅡ最適化活動の目標でございます。こちらの1最適化活動の成果目標(1)農地の集積の①現状および課題につきましては、対象者は、認定農業者、基本構想水準達成者、認定新規就農者及び集落営農経営者等でございます。これまでの集積面積は、農政担当の調査をもとに記入しております。次に②目標ですが、農地の集積の目標年度と集積率は県のガイドラインに基づき県が定めた目標値を入れてあります。次に2段目の今年度の新規集積面積は、令和15年度までに目標56%をクリアするために必要な面積として10haを設定しました。次に(2)遊休農地の解消です。こちらは昨年皆様に行っていただいた、遊休農地面積となっております。②の目標ですが、こちらは、同様に令和3年度に行った農地パトロールにおける遊休農地の緑色の部分の農地面積で、こちらを5年間で解消するために、緑区分の遊休農地の再生目標面積としまして、記載させていただいております。黄区分の遊休農地の解消につきましても、令和3年度の利用状況調査により判明した黄区分の遊休農地を解消するための行程表を作成するものです。次に(3)新規参入の促進です。現状及び課題には、令和5年から令和7年度の新規参入者数が記載されております。こちらは、農政担当の方に確認した人数が記載されております。目標欄は、権利移転面積ということで載せてありますが、こちらは、令和3年度から令和5年度までの利用権および農地中間管理事業で、集積された面積の10分の1以上を新規参入者へ貸し付けて良いか、農地の所有者に同意を得た上で公表する面積です。次に、2最適化活動の活動目標です。こちらにつきましては、(1)推進員等が最適化活動を行う日数の目標ですが、1人当たりの活動日数は、ひと月で8日を目標に挙げさせていただいてます。令和4年度から7日を設定しておりますが、皆様が提出していただきました活動日誌を集計しましたところ令和7年度は1人あたり</p>
--	--	--

[その他]	議 長	の月の活動日数は平均5.31日でしたので、農業会議の指導もあり、1日増やして8日間を目標としました。この日数を目安に毎月の活動を行っていただきたくお願いします。目標につきましては以上です。
	坂本 茂委員	ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、質疑のある方は順次御発言をお願いします。
	事 務 局	最適化活動の1日の時間は決まっているのですか。
	坂本 茂委員	一日の時間は決まっていないので、農地の周りを見ていただくだけで大丈夫です。
	事 務 局	記録簿を記入すればよいのですね。
	議 長	県の農業会議の研修でも、特別なことをするのではなく、毎日農地に行った際に、周りの農地の様子をどんどん記入してくださいと言っていましたので、よろしくお願いします。
	議 長	質疑がないようですので採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議 長	ご異議なしと認め、提案通り承認としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いします。
	議 長	挙手全員でありますので提案の通り、承認とすることに決定いたします。
	議 長	以上で、本日用意いたしました全ての議案の審議を終了します。続きましてその他を事務局よりお願いします。
事 務 局	<p>その他について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の定例会について 5月25日(月) 午後1時30分 役場協議会室</li> <li>・農地売買に関する税金について</li> </ul>	

[閉 会]	会 長 代 理	<ul style="list-style-type: none"><li>・親睦会会計報告について 親睦会会計担当 森島了委員より</li><li>・上里町農業経営改善計画認定審査会について</li></ul> <p>日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。 これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。</p>
-------	---------	--

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和8年4月25日

議 長

印

(小暮 辰雄 委員)

署 名 人

印

(飯塚 豊 委員)

署 名 人

印